

○佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める  
規則（規則第三二二号）

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成二  
二年四月一日とすることとした。